

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第8号

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例

永平寺町行政組織条例(令和4年永平寺町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「課の設置」に改め、同条中「及び支所」を削り、「永平寺支所」を「地域づくり応援課」に改め、「上志比支所」を削る。

第3条中「及び支所」を削る。

第3条福祉保健課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次の項を加える。

〔いきいき健康室〕

- (1) 町民の健康づくりの企画調整に関すること。
- (2) 所管課との健康づくりや健診に係る企画調整に関すること。

第3条子育て支援課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次のように加える。

- (7) こども家庭センターに関すること。

第3条永平寺支所の項及び上志比支所の項を削り、上下水道課の項の次に次の項を加える。

地域づくり応援課

- (1) 支所の運営に関すること。
- (2) 町管理施設全般の維持管理に関すること。
- (3) 各種団体に関すること。
- (4) 自治会との連絡調整に関すること。
- (5) 各課との連携に関すること。
- (6) その他地域振興に関すること。

〔永平寺支所〕

- (1) 町民サービス窓口業務に関すること。
- (2) その他地域づくり応援課の業務に関すること。

〔上志比支所〕

- (1) 町民サービス窓口業務に関すること。
- (2) その他地域づくり応援課の業務に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(永平寺町議会委員会条例の一部改正)
- 2 永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「永平寺支所、上志比支所」を「地域づくり応援課」に改める。